

吹田市子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて

1 教育・保育の量の見込みの見直し

国は、「実績値と計画値が 10%以上かい離する場合、原則として見直しが必要」と見直しの基準を示しています。これに対し、本市では、平成28年、29年連続で、2・3 号認定の4月1日現在の実績値が、事業計画の量の見込みを 10%以上上回るという状況になっています。

以上のことから、平成29年度の実態を踏まえ、量の見込みを見直し、確保方策を検討することとします。

2 教育・保育の量の見込みに係る見直しの基本的な考え方

(1) 就学前児童数

平成29年4月現在の実数(21, 500人)を基準に推計します。

(2) 要保育率

要保育率は、年齢毎に現状を踏まえ変更します。

(3) 保育量の見込み

平成31年度末の「量の見込み」を目標に設定します。(内閣府見直し指針)

(4) 平成27、28年度の確保方策(実施済)

平成27～28年度に整備をした確保方策による効果を集計します。

(5) 平成29～31年度の確保方策

平成29年度の現状に、現在予定している今後の確保方策による効果を加味し、平成31年度末の「量の見込み」に不足する量に対する、確保方策を検討します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの見直し

事業計画策定時の就学前児童数の推計と実績との間にかんがりのかい離が生じていることから、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて必要な見直しを行うこととします。

4 地域子ども・子育て支援事業の見込みに係る見直しの基本的な考え方

(1) 見直し対象年度

平成30年度及び平成31年度を見直します。

(2) 量の見込み

量の見込みの考え方は現行計画から変更せず、就学前児童数推計または直近(平成28年度)実績に基づき見直します。

(3) 担当室課名

平成29年度の室課名に変更します。

(4) 利用者支援事業の取扱い

平成28年度から実施の母子保健型を計画に位置づけます。